

大阪市西成区役所庁舎案内表示（広告付き）
設置事業者募集要項

令和 7 年 11 月
大阪市西成区役所

1. 目的

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり募集します。

2. 施設の概要

(1) 名称

大阪市西成区役所

(2) 住所

大阪市西成区岸里 1 丁目 5 番 20 号

(3) 庁舎開庁時間

月曜日～木曜日 午前 9 時～午後 5 時 30 分

毎週金曜日 午前 9 時～午後 7 時 00 分

(午後 5 時 30 分～午後 7 時 00 分は一部担当のみ)

毎月第 4 日曜日 午前 9 時～午後 5 時 30 分 (一部担当のみ)

その他、臨時開庁日 (年度末・年度始めの日曜日で大阪市が定める日等)

土曜日、上記以外の日曜日、祝日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) は閉庁

※時間等については、本公募要項公開時点のものであり、変更する場合があります。

(4) 来庁者数

約 1,500 人／日 (推定)

3. 募集内容

(1) 募集広告媒体

使用許可場所	設置する広告媒体	寸法	台数	最低使用料 (月額税抜き)
大阪市西成区役所 1 階	デジタルサイネージ併設 タッチパネル情報モニタ	縦 2000mm 程度 横 1800mm 程度 奥行 700mm 程度	1 台	10,000 円

(2) 設置内容

別紙 1 「広告媒体仕様書」のとおり

(3) 設置場所

大阪市西成区役所 1 階待合ロビー付近 (別紙 2 「設置場所図」参照)

4. 応募資格

次の要件をすべて満たす個人及び法人に限り応募することができます。

- (1) 本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者でないこと。
- (2) 広告代理業またはそれに準じる広告掲載に関する3年以上の業務実績があること。
- (3) 法令等の規定により本業務の遂行に関して許認可等を要する場合は、当該許認可等を受けていること。
- (4) 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に、業務種別「04:映画等制作・広告・催事、印刷 — 02:広告代行」のうち、「01 総合広告代行」又は「02 各種広告企画」の種目で登載されていること。
- (5) 公共機関又は行政機関から悪質な行為等により、入札参加停止措置や行政処分を受けていない者であること。
- (6) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 本市が実施した広告取扱事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

5. 募集条件等

(1) 事業者の施設使用形態

設置事業者は、別紙1「広告媒体仕様書」の「2 使用等の条件」に基づきデジタルサイネージ併設タッチパネル情報モニタ（以下、「情報モニタ」という。）を設置し、使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という）を受けて使用します。

(2) 使用許可の期間

使用許可の期間は原則として令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とします。

令和9年4月1日以降、継続して使用する場合は、当初本市が設定した募集条件を変更しないことを前提として、使用許可期間満了の30日前までに申請を行うことにより、1年ごとの期間で更新できるものとします。更新しない場合は、許可期間終了の3か月前までに、書面にて意思表示をしてください。

更新については、最長で令和13年3月31日までとします。ただし、本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。また、使用許可が更新されなかったことに起因して設置事業者が被った損失は設置事業者の負担とします。

(3) 使用料等

本市が設定する本要項「3 募集内容」の(1) 募集広告媒体 における最低使用料（月額：税抜き）以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。使用許可の際には、

価格提案のあった使用料に消費税等が加算されます。なお、使用許可期間内に税率が改正された場合は、改正後の税率を適用した金額とします。

(4) 必要経費の負担

ア 情報モニタの設置にかかる費用、撤去費用、保守運営にかかる費用等一切の費用

イ 情報モニタにかかる一切の電気使用料

ウ「広告媒体仕様書」に規定する電気使用量個別メーターを設置する場合に係る費用

(5) 保証金

保証金については、使用料（月額：税込み）の3か月分とし、期限までに納入してください。保証金は使用料等の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、本使用許可に伴う一切の損害賠償に充当します。前述の充当により保証金に不足が生じた場合又は充当によっても不足額がある場合は本市の指定する期日までその不足額を納入してください。なお、保証金には利息は付さず、「広告媒体仕様書」に規定する原状に回復したことを確認後、還付します。

ただし、許可期間中の使用料全額を一括前納したときは、保証金を免除します。

(6) 遵守事項及び使用上の制限

設置期間前及び設置期間中は、次のことを遵守してください。

ア．募集条件及び別紙1「広告媒体仕様書」を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付してください。

イ．広告放映にあたっては、関係法令及び、「大阪市行政財産広告取扱規則」、「大阪市広告掲載要綱」、「大阪市西成区役所行政財産広告掲出要領」を遵守し、事前に本市の承認を得た上で表示してください。

ウ．機器の設置にあたっては、据付面等を十分確認したうえで「安全設置」してください。

エ．設置機器のトラブルや広告内容についての対応は、設置事業者において迅速に対応してください。

6. 応募申込手続等

(1) 申込受付期間

令和7年11月20日（木）～令和7年12月9日（火）

午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く）

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(2) 申込受付場所

事前に電話連絡のうえ、必要書類を本要項「13」に記載する提出先まで直接持参してください。なお、送付、電話、ファックス、電子メール等による受付は行いません。

(3) 申込みに必要な書類・部数

名 称	様 式	部 数	内 容
応募申込書 兼 誓約書	様式 1	1 部	所定の用紙に必要事項を記入すること。
会社概要	様式自由	1 部	本要項「4-(2)」にかかる業務実績について記載したもの。(会社案内など事業内容が確認できるもの)
許認可等を受けていることがわかる書類	—	1 部	本要綱「4-(3)」にかかる許認可等を要する場合は、当該許認可等を受けていることがわかるもの。
設置予定機器の仕様書	様式自由	1 部	設置予定機器の仕様がわかるもの。

7. 質疑書の提出及び回答

(1) 受付期間

令和 7 年 11 月 20 日 (木) ～令和 7 年 11 月 28 日 (金)

(2) 提出方法

質疑書(様式 2)により、上記受付期間内に持参または電子メールにて提出してください。

持参の際の受付時間は、平日の午前 9 時から午後 0 時 15 分、午後 1 時～午後 5 時 30 分です。(提出先電子メールアドレス tx0001@city.osaka.lg.jp)

(3) 回答方法等

期限内に提出された質疑書に対する回答については、令和 7 年 12 月 3 日 (水) (予定) に、大阪市西成区役所のホームページで公表します。ただし、質問がない場合は掲載しません。

8. 価格提案書の提出及び設置事業者の決定

(1) 価格提案書の提出及び審査日時

提出：令和 7 年 12 月 12 日 (金) 午前 10 時 00 分～午前 10 時 30 分

審査：令和 7 年 12 月 12 日 (金) 午前 10 時 30 分～

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市西成区役所 4 階 会議室

(3) 提出書類等 (当日持参するもの)

価格提案書 (様式 3)

※代理人により代理人名で提案する場合は、委任状 (様式 4) を合わせて提出してください。

(4) 価格提案書の投函方法

応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上 (写しは不可)、入札箱に投函してください。なお、応募は代理人名で代理人に行わせることができます。その際には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱へ投函してください。

(5) 応募価格の表示

応募価格は、月額使用料（税抜き）を表示してください。

ただし、使用料決定にあたっては、価格提案書に記載された応募価格に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって使用料とします。

（6）価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

（7）価格提案審査

ア 価格提案審査は、価格提案書の投函締め切り後、直ちに応募資格者立会いのもとで行います。

イ 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

ウ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。なお、価格提案審査の当日価格提案書を投函しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

（8）価格提案書の無効

ア 最低使用料（予定価格）を下回る価格によるもの。

イ 応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。

ウ 記名押印（実印または委任状の「受任者欄」に押印した印鑑）がないもの。

エ 所定様式の価格提案書を用いないで価格提案したもの。

オ 同一物件について応募者又はその代理人が 2 以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。

カ 同一物件について応募者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。

キ 同一物件について他の応募者の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。

ク 応募価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。

ケ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。

コ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。

サ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

（9）設置予定事業者の決定

設置予定事業者の決定は、本市が設定する合計金額の最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者としてします。

なお、設置予定事業者の決定には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続きの説明を行います。

（10）くじによる設置予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が 2 人以上あるときは、直ちにくじに

より設置予定事業者を決定します。

当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募資格者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、その者の事業者名及び応募価格を、設置予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募申込者に公表し、西成区役所ホームページに後日掲載します。

(12) 価格提案審査の中止等

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査期日を延期することがあります。

9. 設置予定事業者の手続き

(1) 設置予定事業者決定後、細部について協議を行ったうえで、大阪市西成区役所広告掲出許可申請書等を提出していただきます。なお、許可等は応募申込書に記された名義で行います。

(2) 本市の発行する納入通知書により、期日までに使用料を支払っていただきます。

10. 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- (3) その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

11. 必要経費の負担

- (1) 応募申込及び使用許可等の手続きに関する一切の費用については、応募申込者又は設置予定事業者の負担となります。
- (2) 電気の使用に際しては、別途西成区役所が発行する納入通知書により電気使用料を納入期限までに納入していただきます（電気使用量個別メーターを設置しない場合の電気使用料は設置する機器の定格消費電力等により西成区役所で算定します）。
- (3) 設置にかかる費用、撤去費用、保守運営にかかる費用等一切の費用は設置事業者により負担していただきます。

12. その他

- (1) 応募者は、この募集要項、仕様書等を熟読してください。
- (2) 応募者は、使用事業予定者決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 支払われた使用料は返還しません。ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、この限りではありません。

- (4) 本要項に定めることのほか、別途疑義が生じた場合は、その都度西成区役所と協議するものとします。

1 3. 本要項に関する問い合わせ先

担当：大阪市西成区役所 総務課

住所：大阪市西成区岸里1丁目5番20号（西成区役所7階）

電話：06-6659-9683

大阪市西成区役所広告付き案内表示
設置スケジュール

応募申込書受付開始（令和 7 年11月20日）



質疑書の提出期限（令和 7 年11月28日）



質疑書の回答予定（令和 7 年12月 3 日）



応募申込書の提出期限（令和 7 年12月 9 日）



価格提案審査・設置予定事業者の決定
（令和 7 年12月12日）



使用許可申請の手続き



使用許可書の交付



使用許可の開始（令和 8 年 4 月 1 日）